

## 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱

平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 255 号 農林水産事務次官依命通知  
改正：平成 23 年 11 月 21 日 23 経営第 2218 号  
平成 24 年 4 月 6 日 23 経営第 3558 号  
平成 25 年 4 月 1 日 24 経営第 3759 号  
平成 26 年 3 月 25 日 25 経営第 3734 号  
平成 27 年 4 月 1 日 26 経営第 3425 号  
平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3310 号  
平成 29 年 3 月 28 日 28 経営第 3089 号  
平成 30 年 3 月 28 日 29 経営第 3509 号  
平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3048 号  
令和 2 年 3 月 31 日元経営第 3146 号  
令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3036 号  
令和 4 年 3 月 31 日 3 経営第 3145 号  
令和 5 年 3 月 31 日 4 経営第 2940 号  
令和 6 年 3 月 29 日 5 経営第 3152 号

### 第 1 目的

東日本大震災により、農業者等に甚大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興のための取組に必要な資金の円滑な調達が必要となっている。特に、災害による被害を受けた信用力の乏しい農業者等にとって、復旧・復興のための取組に必要な資金の借入れに支障をきたすことが懸念される。

このため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業信用保険の引受割合の引き上げ及び都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が代位弁済を確実に実施するための財務基盤の強化を通じ、基金協会の債務保証の引受けが円滑になされるようにし、被害を受けた農業者等の資金調達の円滑化を図るとともに、農業近代化資金等の保証料負担を軽減するため、国が助成を行うことにより、被災農業者等に対する資金の円滑な融通を図ることを目的とする。

### 第 2 定義

この要綱において、被災農業者等とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村には場、事業所その他の事業拠点を有する農業者等のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故の影響を受けている者をいう。

- ① 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後 2 年を経過していない者
- ② 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の 9 割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が

完了していない等農業者等の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。)

### 第3 事業の実施

#### 1 事業実施主体

事業実施主体は、基金協会とする。

#### 2 事業の内容

この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金を交付することを内容とする。

##### ① 保証料引下げ助成事業

東日本大震災の後、令和7年3月31日までの間に、基金協会が無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの。以下同じ。）で債務保証の引受けを行えるよう、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために必要となる額を補助することを内容とする。なお、本事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者に限る。

##### ② 代位弁済経費助成事業

東日本大震災の発生前までに基金協会が引き受けた既往債務保証のうち、東日本大震災に起因して発生した代位弁済について、基金協会が財務基盤の安定性を維持しつつ、確実に行うための経費を助成することを内容とする。

#### 3 保証料引下げ助成事業

##### (1) 対象資金

保証料引下げ助成事業の対象資金は第2に規定する被災農業者等が借り入れる次に掲げる資金とする。

① 農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する農業近代化資金）

② 農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の（2）に規定する農業経営負担軽減支援資金（地震により被害を受けた被災農業者等に貸し付けるものに限る。））

##### (2) 補助金の使途

事業実施主体は、当該年度の各月末の保証残高（平成23年5月2日以後発生分に限る。）の平均額に各基金協会が定める無担保無保証人の場合に適用される保証料率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）に相当する額を補填するものとする。

#### 4 代位弁済経費助成事業

代位弁済に係る経費は、次の①の代位弁済額（農業信用保証保険法第2条第3項第4号及び第66条第1項第1号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件（平成10年6月17日大蔵省・農林水産省告示第32号）第1条第1号のホ及びへに掲げる資金を除く。以下同じ。）から②の額を控除した額とする。

① 東日本大震災の発生前までに基金協会が債務保証を引き受けた保証残高のうち、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊、売上の減少その他これらに準ずる損害を受けたものに係る代位弁済額

② ①の代位弁済額に対し、信用基金から支払われる保険金の額

#### 第4 事業実施計画の提出

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、事業実施年度開始前に地方農政局長（北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会については農林水産省経営局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

#### 第5 事業実績報告

事業実施主体は、別記様式第2号により事業実施年度の翌年度の5月31日までに事業実績報告書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

#### 第6 事業実施計画の変更

- 1 事業実施主体は、第4の事業実施計画の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ別記様式第3号による事業実施変更計画書を地方農政局長に提出しなければならない。
- 2 事業計画書の重要な変更は、補助金の増又は30%を超える減を伴う事業内容の変更とする。

#### 第7 国の助成

国は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

#### 第8 補助金の管理

基金協会は、第7の規定により交付を受けた補助金（第3の4の事業のために交付を受けた補助金に限る。）について、次の方法により管理するものとする。

- ① 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託
- ② 国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券）に定める有価証券の保有

#### 第9 国庫への返還

事業実施主体は、本事業が完了したときにおいて、補助金に残額（回収金及び第8の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。ただし、信用基金に納付した額を除く。）が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。

また、本事業が完了する前であっても、補助金に使用する見込のない残額が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。

#### 第10 指導監督

地方農政局長は、事業実施主体の事業の実施に関し指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

附 則（平成23年5月2日23経営第255号）

- 1 この要綱は、平成23年5月2日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 2 平成23年度における第4の適用については、同第4中「事業実施年度開始前に」とあるのは、「平成23年5月31日までに」とする。

附 則（平成23年11月21日23経営第2218号）

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 平成23年度における第4の規定の適用については、「事業実施年度開始前に」と

あるのは、「平成 23 年 12 月 16 日までに」とする。

- 3 事業実施主体がこの要綱の施行前に開始した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日 23 経営第 3558 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日 24 経営第 3759 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとし、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年度予算成立日前までの間の農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金については、平成 25 年度予算の成立日以後に交付する。
- 2 事業実施主体がこの要綱の施行前に開始した事業に係る農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 25 経営第 3734 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの要綱の施行前に開始した事業に係る農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 26 経営第 3425 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとし、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年度予算成立日前までの間の農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金については、平成 27 年度予算の成立日以後に交付する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 経営第 3310 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの通知による改正前の農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱の規定に基づき開始した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 経営第 3089 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 経営第 3509 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3048 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 元経営第 3146 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3036 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの要綱による改正前の農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱の規定に基づき開始した事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月31日3経営第3145号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日4経営第2940号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日5経営第3152号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の同通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。なお、施行日前に令和6年度の予算に係る事業実施計画の提出をする場合は、従前の様式を適用するものとする。



小計								
合計								

(注1) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。

(注2) 債務保証平均残高の欄は、各月末の保証残高から算出した平均残高とする。

(注3) 保証料率欄は各基金協会が定める無担保無保証人（区分がない場合は当該資金）に係る保証料率とする。

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

## (2) 代位弁済経費助成事業

(単位：件、千円)

資金名	代位弁済額 (第3の4①に規定する額) (a)		受取保険金 (第3の4②に規定する額) (b)		代位弁済に係る助成額 (a)-(b)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
〇〇資金						
〇〇資金						
合計						

## 3. 事業の完了予定年月日

## 4. 添付書類

- ・事業計画書

(注1) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。





での 引受	〇〇資金								
	小 計								
	合 計								

(注1) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。

(注2) 債務保証平均残高の欄は、各月末の保証残高から算出した平均残高とする。

(注3) 保証料率欄は各基金協会が定める無担保無保証人（区分がない場合は当該資金）に係る保証料率とする。

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(2) 代位弁済経費助成事業

(単位：件、円)

資金名	代位弁済額 (第3の4①に規定する額) (a)		受取保険金 (第3の4②に規定する額) (b)		代位弁済に係る助成額 (a)-(b)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
〇〇資金						
〇〇資金						
合計						

3. 事業の完了年月日

4. 添付書類

・事業計画書

※ 事業実施計画書提出の際と変更があった場合のみ添付。

(注1) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。



小計								
合計								

(注1) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。

(注2) 債務保証平均残高の欄は、各月末の保証残高から算出した平均残高とする。

(注3) 保証料率欄は各基金協会が定める無担保無保証人（区分がない場合は当該資金）に係る保証料率とする。

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(2) 代位弁済経費助成事業

(単位：件、千円)

資金名	代位弁済額 (第3の4①に規定する額) (a)		受取保険金 (第3の4②に規定する額) (b)		代位弁済に係る助成額 (a)-(b)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
〇〇資金						
〇〇資金						
合計						